

大安寺西幼稚園の今後の再編方針について



【日時】令和3年2月2日（火）
午前の部 午前9時15分～
午後の部 午後1時00分～

【場所】大安寺西幼稚園 リズム室

奈良市子ども未来部
子ども政策課

資料の内容

- ① 奈良市の現状とこれまでの取組状況
- ② 「認定こども園」とは
- ③ 民間移管の取組について
- ④ 大安寺西幼稚園の現状
- ⑤ 大安寺西幼稚園の方向性（案）について
- ⑥ 民間移管によって変わる事、変わらない事
- ⑦ 今後のスケジュールについて



① 奈良市の現状とこれまでの取組状況

背景

- 急激な少子化の進行
- 教育・保育ニーズの多様化

課題

- 市立幼稚園の園児数の減少
- 保育園の待機児童
- 市立幼稚園、市立保育園の施設の老朽化
- 人的な限界等によりサービスアップが困難

めざす姿

目標

- ⇒ 適切な集団規模での教育・保育の実施
- ⇒ 希望される幼稚園利用、保育園利用ニーズを踏まえた量の確保
- ⇒ 様々な教育・保育ニーズに応えることができるよう施設の運営管理の改善

① 奈良市の現状とこれまでの取組状況

本市では、市立幼保施設が抱える課題を解決するため、平成25年に計画を策定しました。

奈良市幼保再編基本・実施計画

本市では、

- ①市立幼稚園と市立保育園を一体化（統合再編）
- ②民間活力を最大限に活用（民間移管）

これらを2本柱として再編を計画的に進め、市立幼保施設が抱える課題を解決します。

本市ではこれまで計画に基づき再編に取り組んできました。これまでの取組で統合再編によるこども園移行は一定完了し、現在は市立幼保施設の民間移管を中心に取組を進めています。

市立園	H21	R2	R3 (予定)	R4 (予定)
幼稚園	39園	16園	15園	13園
保育園	22園	7園	6園	4園
こども園	1園	18園	18園	18園
民間移管	0園	2園	3園	5園

① 奈良市の現状とこれまでの取組状況

現在、奈良市では「奈良市幼保再編基本計画及び実施計画」に基づき、以下の統合再編・民間移管に取り組んでいます。

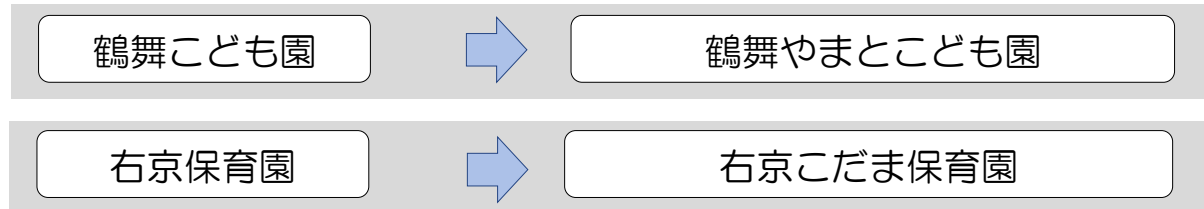
① 統合再編

[平成31年4月]

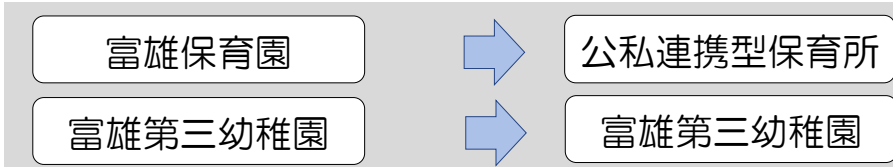


② 民間移管

[令和2年4月]



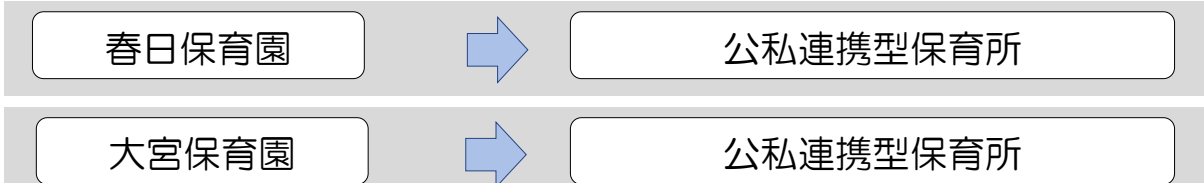
[令和3年4月]



[令和4年4月]

公私連携幼保連携型
認定こども園

[令和4年4月]



② 「認定こども園」とは

幼稚園

保育園

再編による幼保一体化

「幼保連携型認定こども園」

教育・保育を
一体的に提供

地域における
子育て支援



年齢別提供サービス

保育を必要
としない

保育を必要
とする

3～5歳
就園児

教育・保育

延長利用

給食

0～2歳
就園児

教育・保育

延長利用

給食

未就園児

子育て相談や
親子登園等

② 「認定こども園」とは

こども園の基本的な1日のながれ(イメージ)

時間	[3号認定] 保育園的な利用の 0・1・2歳児	3・4・5歳児	
		[2号認定] 保育園的な利用	[1号認定] 幼稚園的な利用
	[開園]		
7:30	順次登園	順次登園	
9:00			登園
	保育	教育・保育 (共通利用)	
	昼食(給食)	昼食(給食)	
	午睡	教育・保育 (共通利用)	
14:00		(午睡)	降園
	保育	保育	延長利用
17:00			
18:30	順次降園	順次降園	
	[閉園]		

※時間は
目安です。

【共通利用時間】

3～5歳児については、幼稚園的な利用や保育園的な利用に関係なく、年齢ごとに学級で活動し、全員が一緒に遊んだり給食を食べたりします。

② 「認定こども園」とは

☞ 3歳児以上は就労状況等に関わらず施設の利用が可能

1号認定利用・・・3年保育の提供が開始されます。また、入園後に就労等を
(幼稚園利用) 始めた場合でも、認定区分を変更することで、継続して在
園し保育園的な利用を行うことができます。

2号認定利用・・・入園後に就労等を辞めた場合でも、認定区分を変更するこ
(保育園利用) とで、継続して通園することが可能です。

☞ 預かり保育の拡大、給食の実施（1号認定）

幼稚園的な利用(1号認定)の場合でも、延長利用が利用可能で、給食の提供
も行われます。

☞ 子育て支援の充実

園に通っていないお子さんや保護者でも、未就園児親子登園や子育て相談
等の利用が可能です。

③ 民間移管の取組について

市立園が抱える課題

待機児童の発生

施設の老朽化

人材の不足【保育士不足】

厳しい財政状況

厳しい現状の中でも更なるサービスアップを目指し取組を推進

取組の二本柱

①市立幼保施設の
統合・再編

市立園の統合により人材や財源を捻出し、定員拡充や施設の改修を行いサービスアップを図っています

市単独の取組では限界

②市立幼保施設の
民間移管

民間活力を活用することで、人材や財源を確保し更なるサービスアップを図ります。

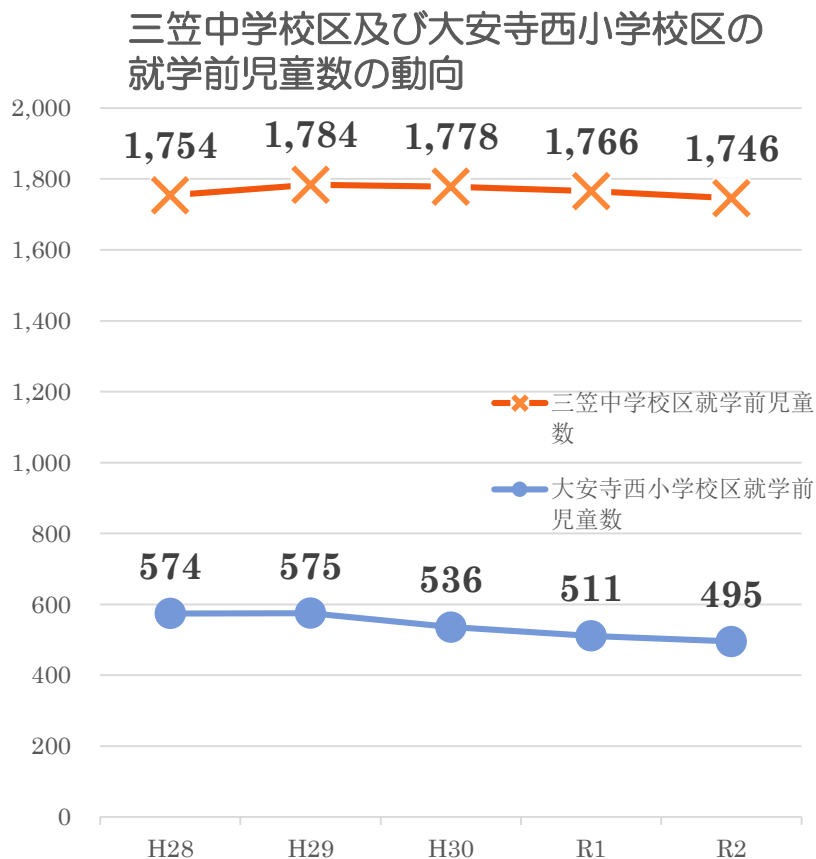
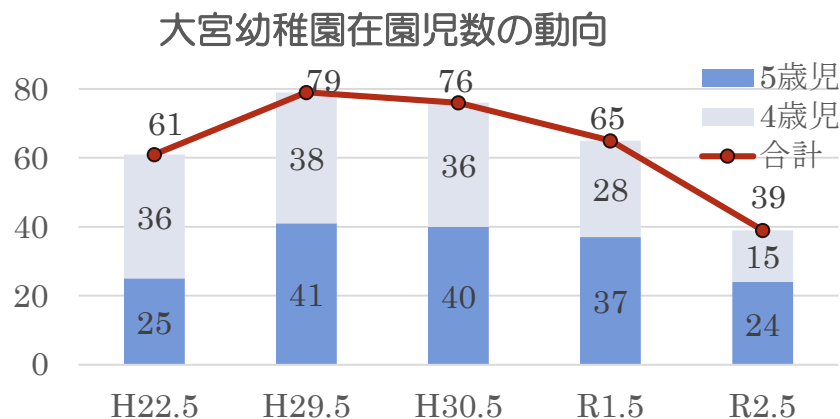
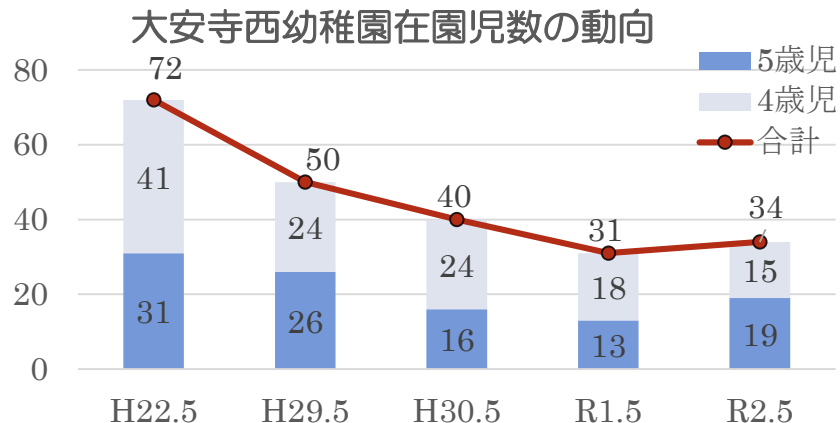
③ 民間移管の取組について

期待
される
効果

- ▶ こども園移行に伴う3年保育の提供などにより適切な集団規模の確保
- ▶ 市立園の教育・保育内容を継承のうえ、民間活力による更なるサービスアップ
- ▶ 移管により新たに生み出される財源や人材を他の公立園へ還元することで、待機児童の解消や地域の子育て支援の充実を図る
- ▶ 大規模な施設改修が必要となった際に国庫補助の対象となる
- ▶ 迅速な施設修繕や保育備品等の刷新
- ▶ 民間ならではの、教育・保育ニーズに応じた柔軟かつ迅速な対応

④ 大安寺西幼稚園の現状

大安寺西幼稚園に関連する児童数の動向については次のとおりです。



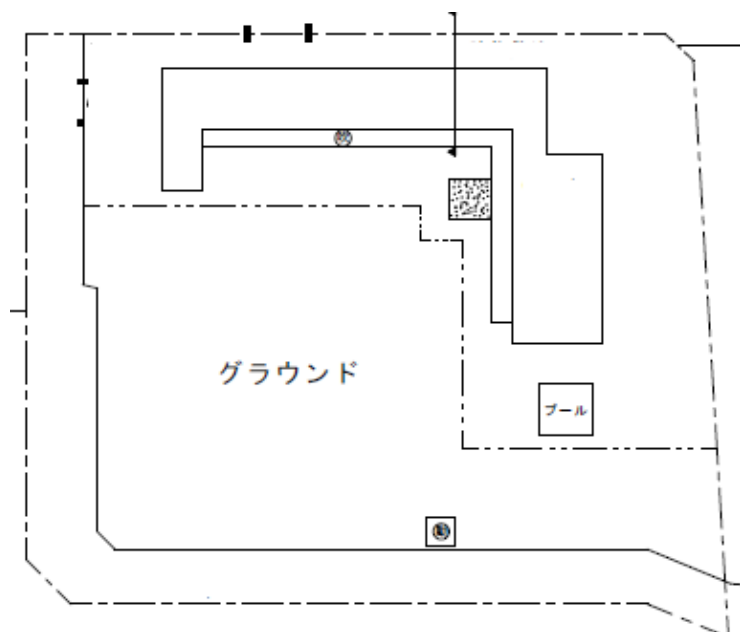
課題

地域の人口動向は減少傾向にあり、**在園児数についても減少傾向であることから、今後も更に過小規模化が進む可能性が懸念される。**

④ 大安寺西幼稚園の現状

大安寺西幼稚園の施設情報については次のとおりです。

配置図



施設情報

施設名称	建築年月	敷地面積	園庭面積
大安寺西幼稚園	S55	4,461 m ²	1,800 m ²

延床面積	建物階数	構造	経過年数	耐震
1,042 m ²	2	鉄筋 コンクリート	40	有

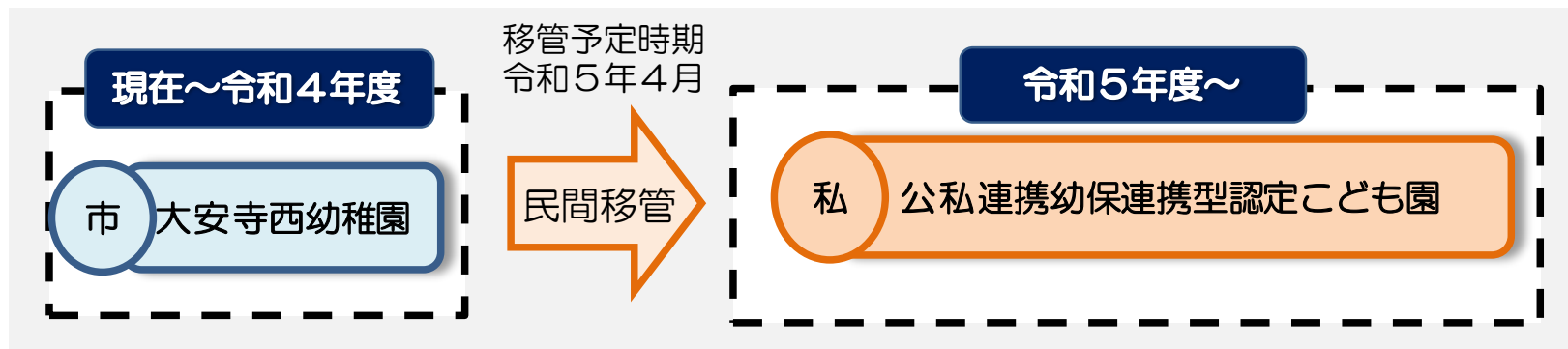
奈良市
の考え

建物は建築から期間が経過し老朽化が進んでいる状態で、民間移管を機に充実した機能を揃え保育ニーズに迅速に対応できる施設となる必要がある。

⑤ 大安寺西幼稚園の方向性（案）について

大安寺西幼稚園については、令和5年4月より民間移管し、「公私連携幼保連携型認定こども園」への移行を検討しています。

大安寺西幼稚園の再編方針（案）



公私連携幼保連携型認定こども園とは (認定こども園法第34条)

市町村の設備等^①を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、または譲渡することができるという、設置促進のための移管先法人へのインセンティブを与える一方で、民間移管後も協定に基づいた運営がされているか、市町村が指導監督でき、教育・保育の質の担保ができるという制度です。



⑤ 大安寺西幼稚園の方向性（案）について

民間移管することにより期待される効果

大安寺西幼稚園と同じ

基本的な
教育・保育内容

支援の必要な園児
への教育・保育

こども園移行により 追加されるサービス

給食提供

3年保育



市直営では
実現が困難な
園独自の
サービスアップ

移管後に期待されるもの

先行して取り組む他の園の例

保育時間の延長

保育備品の刷新

ICTによる防犯セ
キュリティの向上

看護師の常駐

迅速な施設の修繕

民間法人によって、「認定こども園」として運営を開始します。

⑥ 民間移管により変わること、変わらないこと

教育・保育内容

移管先法人に対し、十分な引継を行うことで、これまで地域や保護者の皆様と築き上げてきた園の行事や日々の教育・保育等を基本として実施します。さらに、民間のノウハウや資源を活用することで、保育時間の拡充など、教育・保育サービスの充実を図ります。

保育料以外の保護者負担

3～5歳児の保育料については、無償化の対象となっているところですが、保育料以外の保護者負担については、移管先法人からの提案を受けることとなります。

移管先法人からの提案内容については、保護者・移管先法人・奈良市の三者からなる三者協議会で十分な説明を行ったうえで、保護者の理解を得ることとしています。

従って、移管先法人は独自の判断によって、新たな項目を設けたり既存項目の金額変更をすることはできないような制度設計となっています。

⑥ 民間移管により変わることに、変わらないこと

運営の主体

運営主体は、奈良市から民間法人（社会福祉法人、学校法人）に移管しますが、締結する協定に基づいて、十分な引継期間を設定し、移管後も定期的に指導・監査を行っていきます。

保育士等の職員

市職員である保育士等から、移管先法人の職員である保育士等になることとなります。

ただし、園児への影響を考慮し、十分な引継期間を設定します。この期間においては、園児それぞれの発達段階に応じ、移管後も継続的な教育・保育が行えるよう、個々の園児の様子などの把握に努めるとともに、園児や保護者との信頼関係を構築できるよう、きめ細かく対応しながら、市と移管先法人による共同保育などを行っていきます。

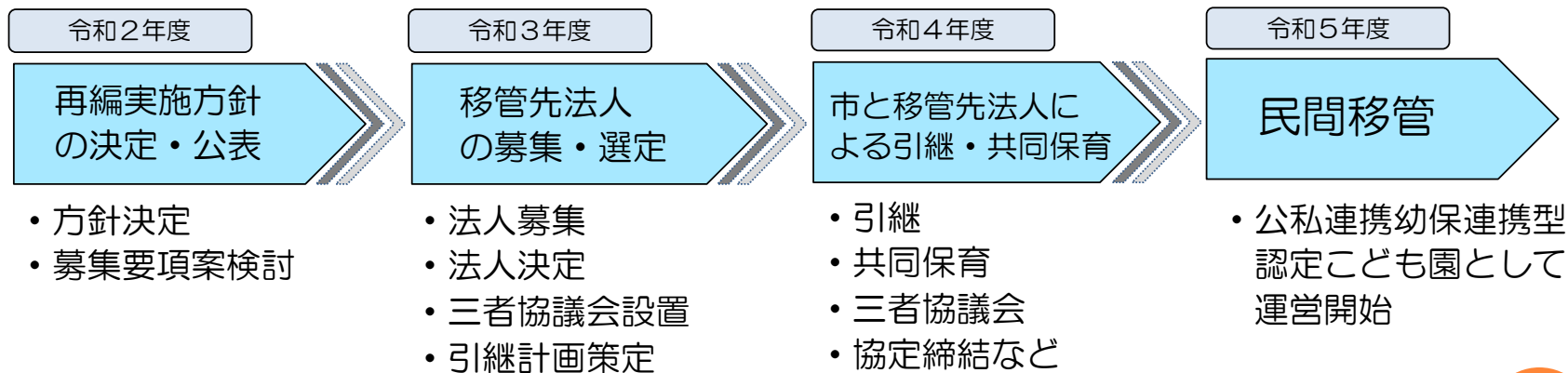
また、移管対象園の非正規職員の保育士については、引き続き移管先法人の職員として園に残る場合もあります。

⑦ 今後のスケジュールについて

民間移管に向けた今後の取組内容の詳細については、説明会開催等により、お知らせいたします。

民間移管に向けたスケジュール(案)

令和5年度の民間移管にあたっては、令和3年度に移管先法人の募集・選定作業を行うことで、引継ぎ期間を十分に確保しつつ、丁寧に進めていきたいと考えています。



保護者説明会の継続実施

保護者アンケート・選定委員会の開催

保護者アンケート・選定委員会の開催

[問い合わせ先について]

今後も継続的に説明会等を実施させていただきます。
また、本日の説明内容や、奈良市の取組についてご不明な点があれば、随時お問い合わせください。

子ども政策課の問い合わせ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課（市役所中央棟3階）

[TEL] 34-4792

[FAX] 34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[幼保再編に関する市ホームページ]

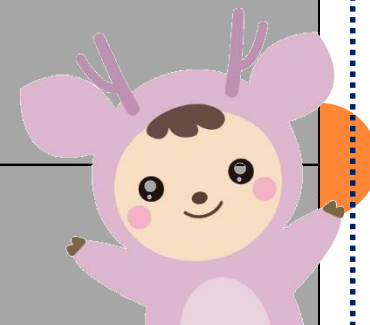
➤ <https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/40/>



(参考資料)

年度ごとの民間移管の取組について整理しましたので、ご活用ください。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳	(0歳) ●方向性(案)の説明	(1歳) ●移管先法人の募集・決定	(2歳) ●引継・共同保育 ●三者協議会	(3歳) 公私連携幼保連携型 認定こども園へ ●民間移管
	(1歳) ●方向性(案)の説明	(2歳) ●移管先法人の募集・決定	(3歳) ●引継・共同保育 ●三者協議会	(4歳) 公私連携幼保連携型 認定こども園へ ●民間移管
1歳	(2歳) ●方向性(案)の説明	(3歳) ●移管先法人の募集・決定	(4歳) ●引継・共同保育 ●三者協議会	(5歳) 公私連携幼保連携型 認定こども園へ ●民間移管
	(3歳) ●方向性(案)の説明	(4歳) ●移管先法人の募集・決定	(5歳) ●引継・共同保育 ●三者協議会	
2歳	(4歳) ●方向性(案)の説明	(5歳) ●移管先法人の募集・決定		
	(5歳) ●方向性(案)の説明			
3歳				
4歳				
5歳				



メモ

